

特集 1

サステナブル支援でおさえておきたい ESG キーワード早わかり

金融庁は、各種サステナブルに関する研究を進めており、また金融機関に対してもサステナブル支援に伴う相応の知見を求めている。しかし、融資提案においてもサステナブルに関する用語は多岐に亘り、それぞれまだなじみがないものも多い。用語の意味はもちろん、どのような金融業務に結びつくのか知っておく必要がある。本企画は、ESG の意義に加え、E・S・G それぞれの分野に分かれたキーワードの用語の意味、さらに具体的に金融機関はどう取り組んでいくのかについて解説した。

1 ESG とは.....12

2 「E・S・G」 知っておくべきキーワード.....12

- (1) E (Environment / 環境)
再生可能エネルギー / カーボンリサイクル / ゼロエミッション / E-waste (電子廃棄物) / LCA / 脱プラスチック / GX リーグ
- (2) S (Social / 社会)
強制労働 / 人権デューデリジェンス / 少子高齢化と労働生産性向上
- (3) G (Governance / 企業統治)
TCFD / TNFD

株式会社クニエ
牧野明弘 / 和泉信哉 / 在原伸幸 / 久田莉々

1

ESGとは

(1) なぜESGに取組むのか

ESGとは企業経営や成長において、環境、社会、企業統治といった観点からの配慮が必要という考え方で、Environment（環境）Social（社会）Governance（企業統治）の頭文字を取った言葉である。現在は、企業の財務情報だけでなく、株主や投資家の立場からESGの観点を重視する傾向が広まっており、企業の長期的な成長のためには、この三つが必要とされている。具体的には、

- ・環境…地球温暖化対策、生物多様性の保護活動
- ・社会…人権への対応、地域貢献活動
- ・企業統治…法令遵守、社外取締役の独立性、情報開示などを重視し、各分野への適切な対応が企業の長期的成長の原動力となる。ESGの観

点が低い企業は長期的な成長が望めず、大きなリスクを抱えていると見なされる。

(2) ESGが注目される背景

企業が短期的な財務評価に固執するあまり、無理に事業展開を強行して環境汚染・労働問題・不祥事を引き起こし、結果として企業経営に致命的なマイナス影響を及ぼした過去がある。その反省としてESGの考えが普及した。

(3) 未来のキャッシュフロー

が増強する効果がESGに取組むメリットとして、以下が挙げられる。

- ・社会課題解決に向けて新規事業を創出し、未来のキャッシュフローが増強
- ・顧客基盤、人的・組織資産、取引関係等の面からキャッシュフロー創出が向上
- ・各種のリスクを低減させたブランドの強化
- ・リスク管理の高度化による資本コストの低減

一般的にESGで高評価を受けている企業は収益性が高いとされ、財務指標も安定している。今後、社会や投資家のESGへの関心がさらに高まれば企業価値の増大に繋がっていくと考えられている。

以下、ESG各分野のキーワードを解説する。

2

「E・S・G」知っておくべきキーワード

(1) E (Environment／環境)

Word 再生可能エネルギー

① パリ協定実現貢献に期待
再生可能エネルギーとは、太陽光や風力、水力、生物資源（バイオマス）など、地球上に自然に再生されるエネルギー源をいう。日本における発電エネルギー内訳は図表1に示した。再生可能エネルギーの意義として、①燃料を使

わずにエネルギーを生み出すことができるため、環境負荷を最小限に抑えることができる。②太陽光や風力などは一度稼働すれば温室効果ガスを発生しないエネルギー源であり、長期的に使用することができる。③国内でのエネルギー生産が可能であるため、海外資源に頼らないためエネルギー安全保障の向上にも繋がると、④再生可能エネルギー関連産業の新規事業や雇用創出などの経済的メリットも期待される、といった点が挙げられる。

2015年に合意し2016年に発効したパリ協定において、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃以下に抑える努力をすることと、21世紀後半には温室効果ガス排出量と吸収量のバランスをとることなどとされている。再生可能エネルギーは温室効果

図表 1 日本国内で発電しているエネルギーの内訳

電源	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
水力	8.00%	8.60%	7.60%	7.60%	7.80%	7.40%	7.90%	7.80%
バイオマス	1.50%	1.50%	1.90%	2.00%	2.20%	2.70%	3.2%	4.10%
地熱	0.24%	0.25%	0.22%	0.21%	0.22%	0.24%	0.25%	0.25%
風力	0.47%	0.50%	0.54%	0.61%	0.69%	0.76%	0.86%	0.87%
太陽光	1.90%	3.00%	4.40%	5.70%	6.50%	7.40%	8.50%	9.30%
再エネ合計	12.10%	13.80%	14.70%	16.40%	17.40%	18.50%	20.80%	22.40%
火力	87.90%	85.70%	83.60%	80.80%	77.90%	75.00%	74.90%	71.70%
原子力	0.00%	0.40%	1.70%	2.80%	4.70%	6.50%	4.30%	5.90%

出所：環境 NPO 法人環境エネルギー政策研究所「2021 年（暦年）の自然エネルギー電力の割合（速報）」

ガスの排出が限定的であることから、パリ協定の実現に貢献することが期待される。

② 再生可能エネルギーと企業の取組み

再生可能エネルギーは、環境保護とエネルギー安全保障の向上に貢献することが期待されており、多くの企業が再生可能エネルギーの取組みに力を入れている。以下は再生可能エネルギーと企業の取組みの一例である。

i. 再生可能エネルギー関連技術を開発し、エネルギーを生産・販売を行う取組み

ii. 自社のエネルギー需要に対して再生可能エネルギーを使用することで環境負荷の低減やコスト削減を図る取組み

iii. 再生可能エネルギー関連プロジェクトへの投資や資金提供等を行い、市場拡大に貢献する取組み

iv. 他の企業や政府等とのパートナーシップを組み、再生可能エネルギーの導入や普及に向けた取組み

再生可能エネルギーはパリ協定を代表とする国際協定や日本のエネルギー基本計画上もますます重要なエネルギー源となりつつあり、企業は環境保護とエネルギー安全保障を保つため、さらに再生可能エネルギーへの取組みが求められている。

③ 金融機関の具体的取組み

・再生可能エネルギー関連のプロジェクトに対する融資や資金調達といった支援及びアドバイザリーサービスの提供

・再生可能エネルギー関連のリスク管理サービス提供

Word カーボンリサイクル

① CO₂の排出を抑制する

カーボンリサイクルとは、CO₂を資源として捉え、分離・回収・再利用し、大気中のCO₂排出を抑制することである。似たワードに「カーボンニュートラル」があるが、これは二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、差し引きゼロとすることを指す。

2020年10月、日本政府は「2050年カーボンニュートラル」を宣言。同年12月にはカーボンリサイクル実行計画を策定し、カーボンリサイクルをカーボンニュートラルの実現に向けたキーテクノロジーとして位置付けるとともに、社会実装に向けた技術開発・実証の道筋を明記した。経済産業省は、直近の主な取

組み内容3点を挙げている。

1. カーボンリサイクル実証 研究拠点の開所

実証研究・基礎研究・藻類研究の三つのエリア（総面積1万4300㎡）からなり、隣接する大崎クールジェンプロジエクトで分離・回収したCO₂を供給できる日本初の施設として整備。2022年9月開所式を催行。

2. グリーンイノベーション

基金の公募・採択が進展

総額2兆円規模の「グリーンイノベーション基金」の活用を通じ、社会実装に向けた技術開発・実証の取組みを加速。プラスチック原料製造・燃料製造・コンクリート等製造・CO₂分離回収の4プロジェクトを組成し、合計予算規模は約3365億円に上る。

始

2022年4月より、C

CO₂分離・回収設備を組み合わせたIGFC（石炭ガス化燃料電池複合発電）の実証を開始。

② 化学品・燃料・固形化による再利用で技術進展

現在は、吸収したCO₂を化学品・燃料・固形化等により再利用する技術開発が進んでいる。国内産業界及び研究機関等の取組内容は、経済産業省資源エネルギー庁「カーボンリサイクル技術事例集」に取りまとめられている。特に、微細藻類の光合成作用を利用しCO₂を吸収、かつ燃料や化学品を生成する研究開発事例は多い。海外では、ドイツ・ミュンヘン工科大学において発電所や産業施設で回収されたCO₂を海中の藻類細胞へ取り込み、この藻類を使って炭素繊維を製造することに成功している。

③ 金融機関の具体的取組み

現在、製造業の開発部門に

においては、特に購入製品・サービス及び販売製品使用からのCO₂排出量を削減するための方法や技術を模索している。取引先に対して国内外の最新事例を紹介しつつ、新たな研究開発への投資を支援する姿勢が求められるだろう。

Word ゼロエミッション

① 温室効果ガスゼロを表現
ゼロエミッションとは、生産活動から排出される廃棄物を原材料などとしてリサイクルすることで、埋め立て処分量をゼロにすることを指す考え方である。1994年に国連大学により提唱された考え方であるが、昨今、ESGへの取組みが国際的に広がる中で関心が集められている。
なお、国内では、ゼロエミッションは、温室効果ガスがゼロの社会を意味する言葉としても用いられている。

国内のゼロエミッションに向けた取り組みとして、経済

産業省の「ゼロエミ・チャレンジ」がある。ゼロエミ・チャレンジでは、脱炭素に向けたイノベーションに果敢に挑戦する企業をゼロエミ・チャレンジ企業と位置づけ、その企業リストを公表することなどで当該企業への民間資金の誘導を図るものである。2020年10月に第一弾、2021年10月には第二弾の企業リストが公表され、その企業数は約600社に上るなど、その取組みが国内においても広がっていることが分かる。

② ネガティブエミッション 技術が重要

ゼロエミッションを指していくうえで重要となる技術として、ネガティブエミッション技術がある。ネガティブエミッション技術は、大気中のCO₂を回収・吸収し、貯留・固定化することで、大気中のCO₂除去に資する技術である。代表的な技術は以下

が挙げられる。

- ・ DAC (Direct Air Capture) : CO₂を大気中から直接回収する技術。国内で開発が進展している。DACで回収したCO₂を地中に貯蔵する技術をDACCSという。

- ・ BECCS (Bioenergy with Carbon Dioxide Capture and Storage) : バイオマス燃料で排出されたCO₂を回収し地中に貯留する技術。

- ・ CCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage) : CO₂の回収、有効活用、貯留という意味があり、産業活動により生じた排気ガスから二炭化炭素を分離・回収し、資源として有効利用することや、地下の地層に貯蓄する技術。

- ③ 金融機関の具体的取組み
・ 担当顧客の中に、将来ゼロエミッションに取組みそう

な先がないか調べる。

- ・ 取引先に対し、ゼロエミッションに向けた取組み状況をヒアリングする。

- ・ 取引先に対し、ネガティブエミッションに関する技術開発、設備投資の資金需要がないか確認する。

Word E-waste (電子廃棄物)

① 世界中で5000万トン

以上が廃棄

電子回路や電気部品を持つ製品(乾電池、携帯電話やパソコンなどのICT機器、センサーやデバイスなど幅広い製品を指す)が再利用の手段無く廃棄されたものが電子廃棄物となる。英語では「E-waste」や「WEEE (Waste Electrical and Electronic Equipment)」と呼ばれる。

国連のグローバル電子廃棄物統計パートナーシップのレポート「The Global E-waste

Monitor 2020」によると、

現在世界中で5000万トン以上の電子廃棄物が生産され、2030年には7040万トンに上ると予測されている。

IoT分野の拡大に伴い電子廃棄物は急増しているが、全体の17・5%程度しか再利用に回せていない。製品ごとに

含有する材料、適切な処分やリサイクルの方法も異なるため、廃棄管理が困難となりやすいためだ。

② 放置すれば人々に危害を及ぼす恐れも

適切な廃棄管理システムがない場合、水銀や臭素系難燃剤、フロンガス等E-wasteに含まれる有毒物質は環境の中に排出され、E-waste回収場で生活したり、働いたりしている人々に危害を及ぼす恐れが大きくなる。

E-wasteの危険性は健康上のリスクにとどまらず、温暖化にも直結する。冷蔵庫

やエアコンに使われる温度交換機器が廃棄されれば、徐々に温室効果ガスが排出される恐れがある。廃棄物回収場からは毎年約9800トンが漏れると考えられ、これは全世界のエネルギー部門からの排出量の0・3%に相当する。

一方、E-wasteには有害物質だけではなく金、銀、銅、白金など貴金属や有用な原材料も含まれている。2019年に廃棄された5000万トン以上のE-wasteには少なくとも570億ドル相当の価値があり、この金額は殆どの国のGDPを上回る。E-wasteのリサイクルで最も取組みが進んでいるのは欧州だ。EUは「WEEE指令」により製品をカテゴリで区分けし、製品各カテゴリでリサイクル率とリカバリー率を規定して、その達成を要求している。当指令に備え、サステナビリティを

軸としたスタートアップ企業
が立ち上がり、潜在顧客の協
力の下で最新技術を活用した
リサイクル製品を開発するな
ど、取組みが進んでいる。英
スタートアップのJiva Mate-
ria社では完全リサイクル可
能なプリント基板を開発して
いる。

③ 金融機関の具体的取組み
・ 電子・電気製品生産支援の
ための融資実行時にリサイ
クル目標を設定し、モニタ
リングを行う。

・ 電子廃棄物処理状況に関す
る取引先へのヒアリングに
より現状把握

・ 欧州規制など先進動向の把
握と取引先への情報提供

Word LCA

① 環境負荷の定量的評価

LCA (Life Cycle Assess-
ment) とは、製品やサービ
スのライフサイクル全体、ま
たは特定の段階における環境
負荷を定量的に評価する手法

である。ここでのライフサイ
クルとは、製品やサービスが
販売・提供され消費される範
囲に留まらず、原料となる資
源の採掘からリサイクルに至
るまで含む概念である。

LCAにおいて測定する環
境負荷の指標としては、C
O₂の排出量が代表的である。
CO₂の排出量を可視化する
意義として、CO₂をはじめ
とする温室効果ガスをゼロに
するカーボンニュートラルへ
の取組みへの寄与が挙げられ
る。

世界規模の課題として地球
温暖化への問題意識が高まる
中、その解決に向け、201
5年のパリ協定にて、世界共
通の長期目標として、世界的
な平均気温上昇を工業化以前
に比べ2℃より十分低く保つ
とともに、1.5℃に抑える
努力を追求すること、今世紀
後半に温室効果ガスの人為的
な発生源による排出量と吸収

源による除去量との間の均衡

を達成すること等が合意され
た。この実現に向け、現在で
は120以上の国や地域で、
カーボンニュートラルに向け
た目標が掲げられている。国
内においても、2050年ま
でにカーボンニュートラルを
目指すことが宣言されている。

こうした動向を踏まえ、事業
者のCO₂排出量の可視化の
動きが広がり、近年では事業
者のCSR報告書へのLCA
の導入も見られる。

② 国際基準で規格化される

LCAは国際規格であるISO
14040 (国際標準化機構) によ
り、その実施手順などが規格
化されている。ISOに基づ
いたLCAの実施手順の例は
以下の通りである。

1. 目的及び調査範囲の設定
対象となる製品・サービス、
評価対象（地球温暖化、大気
汚染、エネルギー枯渇等）等
を明確する。

2. インベントリ分析

1. で設定した調査範囲に
おけるライフサイクルの各段
階について、活動量を収集す
るインベントリ分析を行う。

ここでのインベントリとは、
一定期間に、特定の物質がど
の排出源／吸収源から排出／
吸収されたのかを示す一覧表
のことを指す。どの段階で、
どのようなものがどのくらい
消費され、どの程度の環境負
荷物質が排出されたのかを定
量的に把握し、何を改善すべ
きかを明確にする。

3. 影響評価（インパクトア
セスメント）

2. を基に、環境に影響を
及ぼす各項目（CO₂等）が、
どの環境問題（地球温暖化や
大気汚染等）に対しどのよう
な影響を及ぼすのかを定量的
に評価する。

4. 解釈

2. や3. の結果から結論
を導き、提言をまとめる。

③ 金融機関の具体的取組み

・顧客との折衝時、脱炭素への取組み、特にCO₂の可視化についてヒアリングする。

・顧客のCSR報告書等を確認し、LCAが用いられていないかを確認する。

・上記の結果、顧客の環境配慮への関心が高いと感じられる場合、ESG投資を積極的に提案する。

Word 脱プラスチック

① 50年までにゼロを目指す
世界では年々プラスチックの生産・使用量が増加しており、年間生産量は約4億トンに上る。

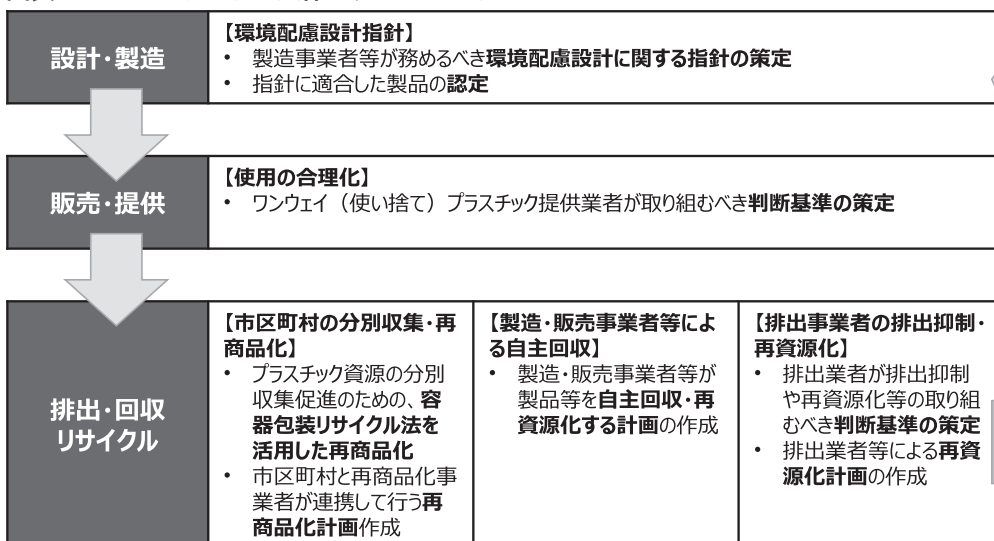
環境省によると毎年約80万トンのプラスチックごみが海洋に流出している、2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるとの試算もある。近年では微細なプラスチックごみであるマイクロプラスチック

による海洋生態系への影響により食糧問題が懸念されている。

また、プラスチックの主な原料が石油であることからプラスチック製品を作る段階だけでなく、ごみとして処理する段階でもCO₂を排出し、地球温暖化への懸念も指摘されている。

日本は、2019年6月開催のG20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案した。「プラスチック資源循環戦略」の一環として、2020年7月からレジ袋有料化への取組みを行い、2022年4月からプラスチック資源循環促進法が施行され、脱プラスチックに向けて包括的に資源循環体制の強化に力を入れている。

図表2 ライフサイクル全体のプラスチックフロー



出所：経済産業省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について」（令和4年3月）を基に株式会社クニエ作成

② プラスチック資源循環促進法で求められる取組み

プラスチック資源循環促進法は、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック製品の使用の合理化・再商品化・自主回収・再資源化を促進することを目的としている（図表2参照）。

例えば、①特定プラスチック使用製品（無料で配られるスプーンやストローなどの12品目）の廃棄物排出抑制や、プラスチックの資源循環を促進するための、②製造・販売事業者等による自主回収・再資源化の積極的な取組み、③排出事業者（事務所、工場、店舗等で事業を行う多くの事業者が対象）による排出の抑制・再資源化等が求められる。取組みが著しく不十分な場合には勧告・公表・命令の対象となる場合があり、各事業者はプラスチック資源の循環を促進する取組みへの積極的な

関与が期待される。

③ 金融機関の具体的取組み

・プラスチック資源の再利用に関する研究開発、インフラ整備、製品の開発と製造、サービスの提供を行う企業への融資を提案する。

・プラスチックの代替品の研究開発や導入についての融資を提案する。

・プラスチック代替品の開発や導入には多くの専門家の知見やノウハウが必要であるため、代替品の開発や導入に役立つ情報共有の場を創出する。

Word GXリーグ

① 官・学・金でGXに挑戦

日本は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、2021年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス排出削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さ

らに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を示している。

カーボンニュートラルを実現し、さらに世界全体のカーボンニュートラル実現にも貢献しながら、そのための対応を成長の機会として捉え、産業競争力を高めていくためには、カーボンニュートラルにいち早く移行するための挑戦を行い、国際ビジネスで勝てるような「企業群」が、自らの以外のステークホルダーも含めた経済社会システム全体の変革（GX・グリーントランスフォーメーション）を牽引していくことが重要である。

そこで、GXに積極的に取り組む「企業群」が、官・学・金でGXに向けた挑戦を行うプレイヤーと共に、一体として経済社会システム全体の変革のための議論と新たな市場の創造のための実践を行う場として「GXリーグ」を設立

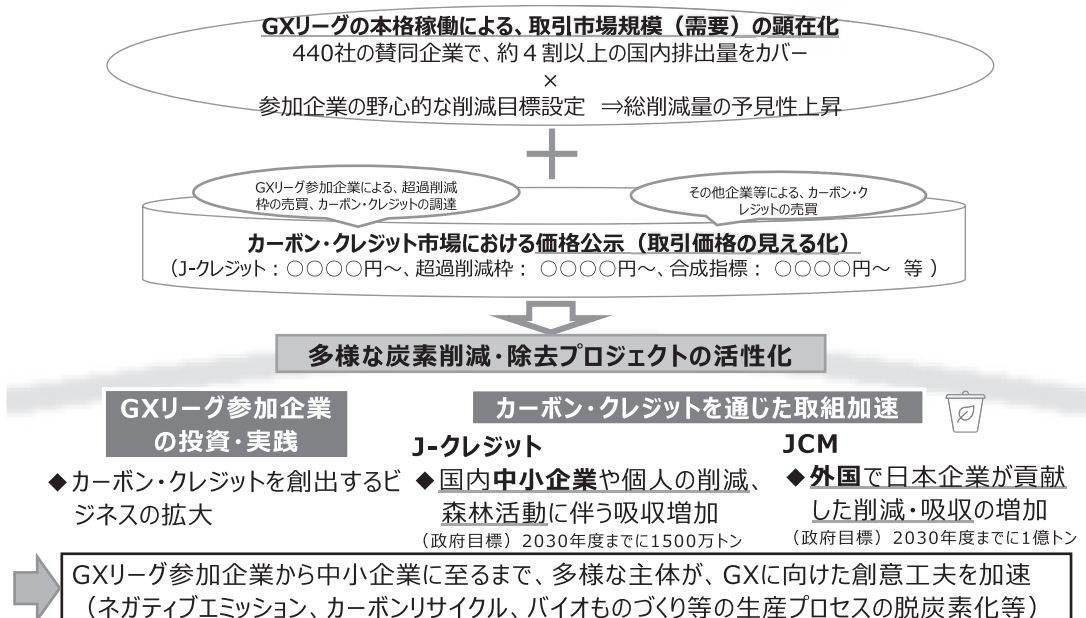
した。

② 参加企業の創意工夫に期待

GXリーグ参画企業に求める取組みとして、①自らの排出量削減の取組み（自ら1.5℃努力目標実現に向けた目標設定と挑戦を行い、その取組みを公表する）、②サプライチェーン（SC）での炭素中立に向けた取組み（自らだけでなく、SC上の幅広い主体に働きかけを能動的に行い、SCのカーボンニュートラル（CN）を目指す）、③製品・サービスを通じた市場での取組み（グリーン製品の積極・優先購入等により市場のグリーン化を牽引する）が挙げられている。

GXリーグ参画企業が自ら掲げる目標達成に向け、他のGXリーグ参画企業による超過削減枠や、一般に流通するカーボン・クレジットの取引を行うための場としてカーボ

図表3 カーボン・クレジット市場が、我が国全体の GX の推進に果たす役割



出所：来年度から本格稼働する GX リーグにおける排出量取引の考え方について（令和4年9月6日 GX リーグ設立準備事務局）

ン・クレジット市場を創設した。2022年9月から、国内事業者間で多く取引されているJ-クレジットを対象とした取引所取引を試行的に実施している。

GXリーグ参加企業の投資・実践やカーボン・クレジットを通じた取組み加速により、参加企業から中小企業に至るまで、多様な主体による、ネガティブエミッション、カーボンリサイクル、バイオものづくり等の生産プロセスの脱炭素化等GXに向けた創意工夫が期待されている（図表3参照）。

③ 金融機関の具体的取組み

- ・ GXリーグの取組みを紹介する
- ・ GXリーグへの参加を促す
- ・ 取引先とGX参加企業の関係を説明する
- ・ J-クレジット等カーボン・クレジット活用によるCN促進を提案する

強制労働の背景としては、主に借金、刑務所内、人身売買、雇用関係、搾取的な労働契約が挙げられる。ILOのデータによると、世界で2090万人が強制労働の犠牲になっている。強制労働によって生み出される不正な利益の総額は、世界で年間1500億ドルに上り、この利益の大部分はアジアで生み出され、先進国がそれに次いでいる。このうち990億ドルは強制的な性的搾取によるものと推

Word 強制労働

① 2000万人以上が犠牲強制労働とは、「ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、自らの自由意思で申し出たものではない一切の労務」として、ILO（国際労働機関）第29号条約に定義されている。

(2) S (Social / 社会)

図表4 強制労働人口地理的分布



出所: ILO HP (「A handbook for employers and business」2015)

定されている。
図表4の地図は強制労働の地域的な分布を示しており、まさに世界的な現象といえる。強制労働を強いていることが発覚した場合、法令違反による処罰、社会的批判に伴う

企業価値の喪失、取引先や資金調達先からの信用失墜といったリスクが想定され、事業維持が困難になるほどのダメージを負う可能性がある。
② 強制労働への対策…ビジネスリーダーのための10原則

強制労働を撲滅するため、事業主はどのようにして役割を果たすことができるか。

ILOは、企業の行動指針として以下、「強制労働と人身売買と闘うビジネスリーダーのための10原則」を策定している。この原則は、事業主が強制労働問題に取

組むためのステップを概説している。

1. 強制労働や人身売買を防止するための対策を定めた明確かつ透明性ある企業方針を持ち、当方針が自社製品及びサプライチェーンに関わる全ての企業に適用されることを明記する
2. 人事やコンプライアンス担当、監査役に対して、強制労働の実態を把握し適切な救済手段を定めるための教育を行う
3. 株主や投資家へ定期的な情報提供を行う
4. 産業部門別（農業・建設・繊維など）の協定や行動規範を推進する
5. 移民労働者を公平に扱う
6. 労働者が容易に理解できる労働契約書を、全ての労働者に持たせる
7. 取引関係者間の国内外イベントを奨励し、潜在的な問題領域を特定する

8. 強制労働被害者支援プロジェクトに貢献する

9. 政府・労働者・行政機関および労働検査官間の橋渡しを行う

10. メディアとの連携を進める

③ 金融機関の具体的取組み

・取引先、特に第三者の目線が入りづらい中小企業については、事業主に労働環境に関する意識をヒアリングする

・定期的な実地訪問を行う中で、現場の労働環境を確認する

・違法な労働環境が与える企業へのリスクを事業主へ説明する

Word 人権デューデリ

エンス

① 疎かにすると企業活動に重大な影響も

人権デューデリジェンスとは、企業が事業活動を行う中で、社内や取引先含むバリュー

図表5 人権デューデリジェンス

①負の影響の評価	②負の影響の防止・軽減	③取り組みの実効性の評価	④説明・情報開示
企業が関与している、又は、関与し得る人権への負の影響を特定し、評価する。	- 企業活動による人権への負の影響を引き起こしたり助長したりすることを回避し、負の影響を防止・軽減する。 - 企業がその影響を引き起こし又は助長していないとしても、取引関係によって企業の事業、製品又はサービスに直接関連する人権への負の影響については、防止・軽減に努める。	自社が人権への負の影響の特定・評価や防止・軽減等に効果的に対応してきたかどうかを評価し、その結果に基づいて継続的な改善を進める。	- 人権デューデリジェンスに関する基本的情報を説明・開示する。 - 人権への重大な負の影響を引き起こすリスクがある場合は、その負の影響への対処方法を説明・開示する。 - 説明・開示の方法については、想定する受け手が入手しやすい方法(例えば、ホームページなど)により行う。

出所：経済産業省『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』を参考に株式会社クニエにて作成

ーチェーンにおける児童労働や強制労働、差別など人権侵害のリスクを特定し、予防策や軽減策を取ることである。

戦後、生活水準の向上や雇用創出等、社会における企業の役割が重要視される中で、企業活動における人権尊重への関心が高まり、2011年、国連にて、企業に人権尊重の責任があることを明文化する「ビジネスと人権に関する指導原則」が合意された。当該原則の中では、人権尊重の具体的な方法として人権デューデリジェンスの実施が規定され、これを機に、世界各国において人権尊重を促す政策が講じられていった。近年、欧州では人権デューデリジェンスの義務化に向けた動きが見られる。日本でも人権デューデリジェンスの実施を謳う「責任あ

るサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が経済産業省により策定された。

一方、人権侵害が企業活動に重大な影響を与える事例も発生した。2020年、中国・新疆ウイグル自治区においてウイグル族が強制労働などの人権侵害を受けていることが問題となり、国内でも連日報道された。同自治区で生産された綿を使用した日系大手企業含むグローバル企業が、不買運動による売上減少やレピュテーションの低下等の影響を受けた。本事業に伴い、国内でも人権侵害が企業経営における重要課題であることが広く再認識され、人権デューデリジェンス等により、バリューチェーン上の人権侵害を予防、削減していく重要性が高まっている。

② 実効性の評価
人権デューデリジェンスの

実施について、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」では図表5のようなプロセスが挙げられる。

③ 金融機関の具体的取組み
取引先の人権尊重への対応状況をヒアリングする
人権尊重への対応例として、人権デューデリジェンスを紹介する

・人権リスクの軽減・削減に向けた協力・提案を行う(人権リスクの小さい調達先のマッチング等)

Word 働き方改革

① 人材不足解消には不可避
日本は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面している。こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境の整

備が重要となっている。

「働き方改革」は、この課題を解決するため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指している。働き方改革は、労働の質を高めることを通じて生産性の向上に寄与する一方、

持続的な働き方改革を進めるためにも生産性の向上が必要であり、働き方改革と生産性の向上は車の両輪として推進することが重要である。

また、魅力ある職場とすることて人財を引き付けることができ、人手不足解消にもつながるため、働き方改革は避けては通れないといえる。

② 労働時間法制の見直し、均衡均等待遇規定の整備

働き方改革は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択で

きるようにするための改革である。その実現のため、労働時間法制の見直しや雇用形態に関わらない公正な待遇の確保がなされた。

労働時間法制の見直しとして、時間外労働の上限規制(中小企業は2020年4月1日)、勤務間インターバル制度の導入促進、年5日の年次有給休暇の確実な取得義務付け、割増賃金率の引き上げ(中小企業は2023年4月1日)、フレックスタイム制により働きやすくするための制度拡充、等がある。

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保として、均衡・均等待遇規定の整備、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化が挙げられる。

取組みに当たっては、「意識の共有がされやすい」など、中小企業・小規模事業者こそ

の強みもあるといえよう。

③ 金融機関の具体的取組み

・魅力ある職場づくり↓人材の確保↓業績の向上↓利益増の好循環を作るための取組みであることを伝える
・生産性向上に資するIT導入補助金を紹介する
・先端設備等導入計画に基づく固定資産税の軽減等、中小企業の投資を後押しする
税制支援を説明する

Word 少子高齢化と労働生産性向上

① 日本の少子高齢化問題

日本は少子高齢化が最も進行している国の一つといえる。

内閣府の調べによると、少子高齢化が経済社会に及ぼす影響として、主に4つを掲げている。①労働人口の減少によ

り国内市場が縮小し、経済成長にブレーキがかかる懸念、

②少子高齢化に伴い、若年層が現状の水準で地方圏から大都市圏に人口が推移すると、

2040年までに4分の1以上の地方自治体で行政機能を

維持することが困難となる。

一方、大都市圏での高齢化により医療・介護の供給不足となる懸念、③社会保障制度と財政の持続可能性、④理想的な子ども数を持たない社会(2010年に夫婦に尋ねた理想的な子ども数は2・42人、現存子ども数は1・71人)、などだ。

日本国政府が様々な取り組みを実施する中で、すべての問題を直ちに解決できるアプローチは存在しない。一方、本稿においては①の懸念にアプローチすべく少子高齢化社会における労働生産性の向上の工夫を紹介する(日本の時間当たりの名目労働生産性の推移は図表6のとおり)。

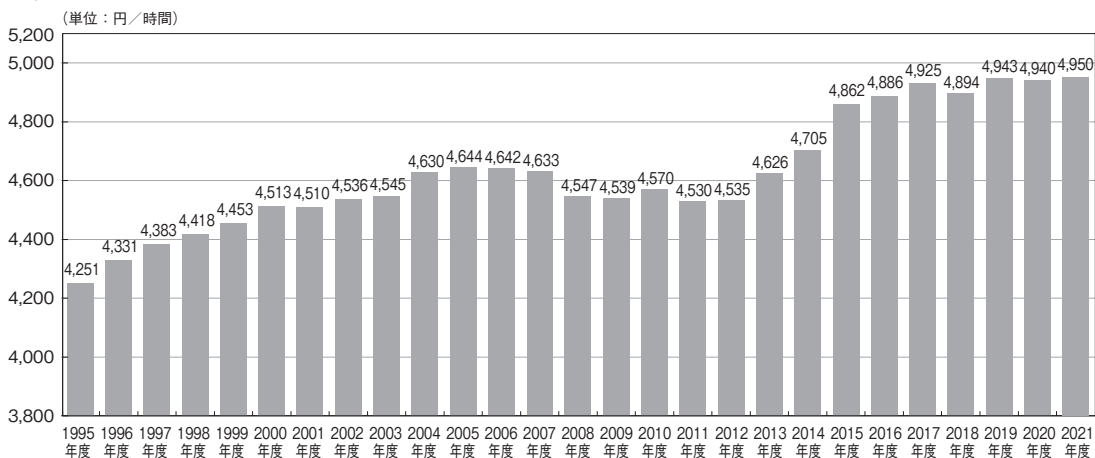
② 労働生産性向上の工夫

少子高齢化の状況下で労働生産性を向上させる方法に、以下の例が考えられる。

i. 労働力の充実

少子高齢化の状況下では、

図表 6 日本の時間当たりの名目労働生産性の推移



出所: 公益財団法人日本生産性本部「日本の労働生産性の動向 2021」

労働力の不足が懸念される。そのため、若年層の就職促進、外国人労働者の採用、職業訓練等を行うことにより高齢者の就労率を高め、労働力を充実させることが重要となる。

ii. 労働環境の改善

一方、少子高齢化の状況下では、労働力不足を補うために長時間労働がさらに深刻化し、ワークライフバランスが改善されず、一層少子化が進行する懸念がある。そのため、労働環境改

善の一環として、働き方改革やフレックスタイム制度の導入、仕事内容・時間の調整等やキャリア形成・スキルアップの機会によって、働く人の意欲を向上させる取組みもより重要となる。

iii. 技術革新の推進

また、技術革新によって、最新技術やデジタル化へのシフトを促し労働生産性を高めることも考え得る。人工知能(AI)などのテクノロジーを活用した作業の自動化等の工夫により、労働生産性を高め、中長期的な経済成長を持続させるための推進力にもつながる。さらに、技術革新は介護者不足の問題解決の一助となる可能性もある。ロボット技術や高齢者の生活をサポートするIoTデバイスの開発、モバイルアプリを使った介護サービスの提供や健康管理を開発といった技術も高齢者

ケアに役立つだろう。

③ 金融機関の具体的取組み

- ・企業への融資による新しい技術や新製品開発の支援
- ・企業への融資により、労働力の充実や労働環境の改善のための支援

- ・労働環境の改善のために、企業に対して専門的なコンサルティングを実施

- ・労働環境改善のための研修プログラムの開発と支援

- ・技術革新のための研究開発費用などの補助や、技術開発のための企業間のコミュニケーションラインの確立

(3) G (Governance) / 企業統治

Word TCFD

① 金融安定理事会により設立

TCFDとは、G20の要請を受け、金融安定理事会(FSB)が気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのよ

うに行うかを検討するため
設立した「気候関連財務情報
開示タスクフォース (Task
Force on Climate-related Fi-
nancial Disclosures)」を指す。

② 17年より企業等に推奨

脱炭素対応の枠組みにおけ
るイニシアティブは乱立して
いたが、TCFDが影響力を
持つことになり、2017年、
気候関連の情報開示枠組みを
設定したTCFD提言を公表
した。企業等に対し、気候変
動関連リスク、及び機会に関
する下記の項目について開示
することを推奨している。

・ガバナンス(Governance) :
どのような体制で検討し、
それを企業経営に反映して
いるか。

・戦略 (Strategy) : 短期・
中期・長期に亘り、企業経
営にどのように影響を与え
るか。またそれについてど
う考えたか。

・リスクマネジメント (Risk

Management) : 気候変動
のリスクについて、どのよ
うに特定、評価し、またそ
れを低減しようとしている
か。

・指標と目標 (Metrics and
Targets) : リスクと機会
の評価について、どのよう
な指標を用いて判断し、目
標への進捗度を評価してい
るか。

指標と目標の一項目である
Scope 3に係る開示は、
大企業のサプライチェーンに
組み込まれている中小企業に
とつても喫緊の課題の一つで
あるため、今後の国内外の開
示動向には十分に留意する必
要がある。

具体的なお示内容は図表7
のとおりである。

2023年1月4日現在、
TCFDに対して、世界全体
では金融機関をはじめとする
4100の企業・機関が賛同
を示し、日本では1158の

図表7 TCFD 枠組に基づく気候変動関連の開示

TCFD提言による4項目 TCFD TASK FORCE ON CLIMATE-RELATED FINANCIAL DISCLOSURES			
開示内容	カバナンス	戦略	リスク管理
	気候関連のリスク及び機会に係る組織のガバナンスを開示する。	気候関連のリスク及び機会がもたらす組織のビジネス・戦略・財務計画への実際の及び潜在的な影響を、そのような情報が重要な場合は、開示する。	気候関連リスクについて、組織がどのように識別・評価・管理しているかについて開示する。
	指標と目標	気候関連のリスク及び機会を評価・管理する際に使用する指標と目標を、そのような情報が重要な場合は、開示する。	
推奨される11の開示内容			
1)取締役会による監視体制 2)経営者の役割	3)リスクと機会 4)ビジネス・戦略・財務への影響 5)シナリオに基づく戦略のレジリエンスの説明	6)リスク評価・識別プロセス 7)リスク管理プロセス 8)上記2つが総合的リスク管理に統合されているか	9)リスク・機会の評価に用いる指標 10) Scope1、2および関連する3の排出量 11)リスクと機会の管理に用いる目標と実績

出所：TCFD 提言を基に弊社作成

企業・機関が賛同の意を示している。

③ 金融機関の具体的取組み
・ TCFDの取組み概要を紹介する

・ 大企業とのサプライチェーンの関係から、中小企業にも影響が大きいと説明する
・ 新たなビジネスの機会と捉え、ビジネス・マッチング等を提案する

Word TNFD

① 自然関連リスクに関する情報開示フレームワークの構築

世界経済フォーラムの推計によると、自然に対する依存度が中等度または高度に該当する経済活動は世界の経済の産出量の半分以上にあたり、その影響による生物多様性の喪失が懸念されている。

このような状況を受け、2019年1月の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）にて、資金の流れを自然保全・

回復への活動に向けてためTNFDが着想され、2021年6月、民間企業や金融機関が、自然資本及び生物多様性に関するリスクや機会を適切に評価し、開示するための枠組みを構築する国際的な組織である自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures。以下、TNFD）が立ち上がった。

TNFDは、TCFDに続く枠組みとして、資金の流れをネイチャーポジティブに移行させるという観点で、取組みを進めている。

② 金融の流れをプラスに移行することを目指す

TNFDは、企業や金融機関などの市場参加者が自然関連のリスクと機会を管理し、情報開示するための枠組みを開発するイニシアティブである。企業などに自然に関する情報開示を促し、世界の金融

の流れを自然にとってマイナスからプラスの状態に移行させることを目指しており、2022年3月、自然に関する情報開示の枠組みである「TNFDフレームワーク」の最初のベータ版（試作版）が公表された。ベータ版の特徴は以下のとおりである。

・ 自然を陸、海、淡水、大気の4領域で構成されるものとし定義を明確にした

・ 自然関連のリスクと機会を両面から説明している。自然関連リスクとは、自然への依存関係や影響に関連して企業にもたらされる潜在的脅威とし、他方、自然への影響を回避・軽減したり、自然の回復に貢献したりすること、企業と自然の双方にとってプラスの状態を生み出す活動を「自然関連機会」としている。

・ TNFDの枠組み草案は、TCFDと同じ4つの柱、

ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標で構成される。

・ 自然関連開示におけるロケーションの重要性を指摘しており、地域の生態系に業務が依存したり影響を及ぼすことで、自然関連リスクや機会が発生すると認識している。

サプライチェーンに留まらず、バリューチェーン全体を見通した自然関連情報の開示が求められている点が、TCFDとは異なる。

③ 金融機関の具体的取組み
・ TNFDの取組み概要を紹介する

・ 生物多様性に関連した組織のリスクと機会への理解を深めるようにアドバイスする

・ 自らの事業活動と自然との関係を整理することを薦める